

地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査 の局長通知に伴う改善措置状況（回答）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成17年4月～18年12月
- 2 調査対象機関 内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、事業者等

〔通知日及び通知先〕 平成18年12月19日 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

〔回答年月日〕 平成19年9月21日 厚生労働省
平成19年9月18日 農林水産省
平成19年9月19日 経済産業省
平成19年9月21日 国土交通省

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 各省庁は、所管法令に基づき、立入検査等により事業者に対する指導監督行政を実施
- 立入検査権限の一部は、地方支分部局等の長に委任されているが、委任状況や実施方法等の実態は不明確
- 立入検査は、事業者が行う事業活動の広域的展開への的確な対応、事業者の負担の軽減等の観点から、効果的、効率的に行われる必要があるが、複数の行政機関が同一事業者に対して同一年度に立入検査を重複して行う等の例あり
- 国の地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）の実施状況を調査し、その実態（全体像）を明らかにするとともに、関係行政の改善に資するため実施

通知要旨

1 地方支分部局等の管轄区域を越えて事業を行う者に対する的確な立入検査の実施

国土交通省は、立入検査を的確かつ効果的・効率的に行う観点から、地方運輸局等に対し、海上運送法第25条第1項に基づく地方運輸局等の立入検査の対象範囲と管轄区域との関係を明確に示し、速やかに改善措置が講じられるよう指導すること。

(説明)

○ 海上運送法第25条第1項に基づく立入検査

- 海上運送法に基づく定期航路事業等に使用する船舶、事業場等への立入検査権限は、地方運輸局長等に委任
- 各地方運輸局等に海事関係の執行官として配置される運航労務監理官が立入検査を実施
- 立入検査の対象
運航労務監理官は、「運航労務監理官執務要領」(平成17年3月28日付け海事局長通知)により、地方運輸局等の管轄区域内において職務権限を行使することを原則とする旨規定

○ しかし、各地方運輸局等における立入検査の対象範囲については、定期航路事業等の許可を自ら行ったものか否かによって異なる取扱い

区分 (地方運輸局等名)	管内自局許可 施設	管内他局許可 施設	管外自局許可 施設
A 北海道、九州	○	○	○
B 関東、中部	○	○	×
C 東北、近畿、 中国、四国	○	×	○
D 沖縄	○	×	×

(注) 1 ○は立入検査の対象、×は対象外
2 「管内自局許可施設」：管轄区域内に所在する輸送施設等のうち、自ら許可した定期航路事業等に使用するもの

関係省が講じた改善措置状況

→ 海事局運航労務課長通達「海上運送法に基づく立入検査の適正な実施について」(平成18年12月21日付け国海運第115号。以下「運航労務課長通達」という。)及び海事局運航労務課首席運航労務監理官事務連絡(同日付け)により、地方運輸局等に対し、①立入検査の対象は当該地方運輸局等の管轄区域内のすべての事業者及び船舶(以下「事業者等」という。)であり、これら事業者等の中に他の地方運輸局等の許可に係る事業者等が含まれる場合であっても対象となること、②立入検査の管轄区域は、当該地方運輸局等の管轄区域外に出る船舶に乗船して立入検査を行う場合を除き、当該地方運輸局等の管轄区域内であることを徹底するよう指示を行ったところ。(国土交通省)

(改善後の取扱い)

→

区分 (地方運輸局等名)	管内自局許可 施設	管内他局許可 施設	管外自局許可 施設
A 北海道、九州	○	○	×
B 関東、中部	○	○	×
C 東北、近畿、 中国、四国	○	○	×
D 沖縄	○	○	×

(注) 「管外自局許可施設」については、当該地方運輸局等の管轄区域外に出る船舶に乗船して立入検査を行う場合を除く。

通知要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 「管内他局許可施設」：管轄区域内に所在する輸送施設等のうち、他の地方運輸局長が許可した定期航路事業等に使用するもの</p> <p>4 「管外自局許可施設」：管轄区域外に所在する自ら許可した定期航路事業等に使用するもの</p> <p>○ このため、次のような場合は、立入検査の対象とされない。</p> <p>① 上表のBの運輸局が許可したものが、C又はDの運輸局の管内にある場合</p> <p>② 上表Dの運輸局が許可したものが、Cの運輸局の管内にある場合</p> <p>○ 関東運輸局が許可した一般旅客定期航路事業に係る四国及び近畿運輸局管内の施設（各1施設）は、平成14～16年度の検査実績なし</p>	
<p>2 立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進</p> <p>① 同一の事業者等に対し行政上密接に関係する複数の行政機関が立入検査を行う場合、重複検査等が行われることのないよう、</p> <p>i) 海上運送事業者に対する総点検期間内における立入検査については、関係地方支分部局に対し指導を徹底すること。（国土交通省）</p> <p>ii) 農薬等の販売業者に対する都道府県等の立入検査については、都道府県等に対し助言を行うこと。（厚生労働省、農林水産省）</p> <p>iii) 簡易ガス事業者に対する経済産業局及び産業保安監督部の立入検査については、立入検査に関する実施方針等を示し、両機関に徹底すること。（経済産業省）</p> <p>（注）「重複検査」：複数の行政機関が同一の事業者に対して同一年度内に立入検査を重複して行っているもの。</p> <p>（説明）</p> <p>i) 海上運送事業者に対する地方運輸局等と管区海上保安本部の立入検査（総点検）（海上運送法第25条第1項等）</p> <p>○ 国土交通省は、通達により、毎年度行う「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施方法について、次の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上運送事業者の点検は、地方運輸局等と管区海上保安本部が連絡を取り合い、同一船舶への訪船指導等については時間を合わせて実施するなど、事業者に過度の負担が生じないよう行うこと 	<p>→ i) 運航労務課長通達により、地方運輸局等に対し、地方運輸局等が行う海上運送事業者に対する総点検期間内における立入検査と同期間中に海上保安庁が行う指導・啓発活動について、双方が定期的に事前協議を行い、同一船舶への訪船時間を合わせて実施するなど計画的・効率的な業務の遂行を指示するとともに、海上保安庁警備救難部管理課長及び交通部安全課長連名通達「地方支分局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査の結果（通知）について」（平成18年12月22日付け保警管第278号、保交安第48号）により、管区海上保安本部に対し、同旨の指示を行ったところ。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>ii) 厚生労働省医薬食品局長・農林水産省消費・安全局長連名通知「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号、18消安第14527号。以下「厚生労働省医薬食品局長・農林水産省消費・安全局長連名通知」という。）により、都道府県等に対し、毒物及び劇物取締法担当部局及び農薬取締法担当部局は、①同一年度に同一の事業者等に対して立入検査が重複して実施されることのないよう</p>

通知要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 総点検期間内（約1か月）に行われた地方運輸局等と管区海上保安本部の立入検査（総点検）の中には、対象事業者が重複しているものあり（9管区中4管区で20件（平成16及び17年度））</p> <p>ii) 農薬及び毒劇物の販売業者に対する都道府県等の立入検査（農薬取締法第13条、毒劇物取締法第17条第2項）</p> <p>○ 厚生労働省及び農林水産省は、都道府県等に対し、同一の販売業者に対して同一年度に立入検査を重複して実施しない、やむをえず重複して実施せざるを得ない場合は、検査実施日を調整し合同実施に努めるよう助言</p> <p>○ 都道府県等の農薬取締法担当部局と毒劇物取締法担当部局が同一の販売業者に対して同一年度に立入検査を重複して行っているものあり（9道府県中6県で43件（平成16年4月～17年9月））</p> <p>iii) 簡易ガス事業者に対する経済産業局と産業保安監督部の立入検査（ガス事業法第47条）</p> <p>○ 経済産業局は事業関係を、産業保安監督部は保安関係を検査</p> <p>○ 経済産業省は、簡易ガス事業者に対する立入検査の実施方法についての方針等を示しておらず、どのように行うかは各経済産業局と産業保安監督部に一任</p> <p>○ 経済産業局及び産業保安監督部の同一事業者に対する立入検査の実施方法は区々 両機関の連絡調整の方針なし(2地区)、近接した日に実施(1地区)、同一年度にそれぞれ独自に行わない(3地区)、原則として合同で検査(3地区)</p> <p>○ 同一事業者に対して同一年度に両機関がそれぞれ独自に立入検査を行っているものあり（9経済産業局等中6経済産業局等で30件（平成16年4月～17年9月））</p>	<p>協議・調整の上、立入検査の実施対象及び実施時期等を定めた年間計画を策定し、計画的かつ効率的な立入検査を実施すること、②年間計画に変更が生ずる場合には他方の法律を所管する部局に対し、速やかに連絡するとともに、実施時期の調整を行い、同一年度に重複して立入検査が実施されることのないよう留意することを助言したところ。 (厚生労働省、農林水産省)</p> <p>iii) 経済産業局等及び産業保安監督部が同一事業者に対して同一年度にそれぞれ独自に立入検査を行うことは望ましくないことから、同一事業者に対して同一年度にそれぞれ独自に立入検査を行わないこととし、経済産業局等に対しては平成19年6月13日開催のガス事業担当課会議において、産業保安監督部に対しては19年3月16日開催の産業保安監督部長会議及び19年2月28日開催の監督部担当課長会議においてそれぞれ指示したところ。 (注) 「経済産業局等」は、内閣府沖縄総合事務局経済産業部を含む。 (経済産業省)</p>

通知要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 220 1151 395">② 特定機能病院に対し厚生労働大臣への提出を求めている業務報告書の内容を地方厚生局が把握できる仕組みを設けるとともに、立入検査実施要領等で定めている地方厚生局と都道府県等が徴する調査表の様式の共通化等を行うこと。(厚生労働省)</p> <p data-bbox="165 443 255 475">(説明)</p> <p data-bbox="165 485 1055 517">○ 病院等に対する地方厚生局と都道府県等の立入検査(医療法第25条)</p> <div data-bbox="203 544 1151 959" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="203 555 1055 587">○ 厚生労働省は、立入検査要領等を策定し、調査表等の様式を規定</p> <ul data-bbox="255 592 1151 735" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="255 592 1151 655">・ 地方厚生局は、特定機能病院(注)を対象に原則年1回、都道府県等と合同実施 <li data-bbox="255 660 1151 735">・ 都道府県等は、特定機能病院を含むすべての病院等を対象に原則年1回実施 <p data-bbox="203 740 1151 815">○ 特定機能病院は、毎年度、厚生労働大臣に対し、医療法に定める業務報告書の提出義務</p> <p data-bbox="203 847 1151 943">(注) 特定機能病院とは、高度の医療を提供する能力を有すること等の要件を満たすものとして医療法第4条の2の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けた病院(平成18年4月現在、大学病院等81が承認)</p> </div> <p data-bbox="203 1002 1151 1114">○ 地方厚生局が特定機能病院への立入検査時に徴する調査表記載事項の一部(患者数、高度医療提供実績等)は、業務報告書で把握可能業務報告書の内容を地方厚生局が把握できる仕組みなし</p> <p data-bbox="203 1155 1151 1267">○ 地方厚生局と都道府県等が特定機能病院への合同立入検査時にそれぞれ徴する調査表等の内容に共通事項(病床数、患者数、診療科目、医師数等)あり</p>	<p data-bbox="1189 209 2098 456">→ 特定機能病院が毎年10月に厚生労働本省(医政局総務課)へ直接提出する業務報告書について、その写しを地方厚生局へ配布するとともに、地方厚生局が立入検査に際して特定機能病院から徴する調査表については業務報告書と重複する事項の記入を求めないこととし、平成19年3月7日開催の医療監視専門官会議において、各地方厚生局に対して指示したところ。</p> <p data-bbox="1189 464 2098 632">また、地方厚生局と都道府県等が徴する調査表について、重複する事項は地方厚生局が徴する調査表において記入を求めないことで立入検査を受ける事業者の負担を軽減することとし、上記会議において、各地方厚生局に対して指示したところ。(厚生労働省)</p>

通知要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 220 1151 395">③ 農薬取締法や毒劇物取締法に基づく立入検査の結果、法令違反の事実等の情報を得た場合は、その情報を都道府県等の毒劇物担当部局及び農薬取締法担当部局間で相互に情報交換し、情報の共有化を進めるよう助言を徹底すること。（厚生労働省、農林水産省）</p> <p data-bbox="165 443 255 475">(説明)</p> <p data-bbox="165 488 1151 561">○ 農薬販売業者等に対する都道府県の立入検査（農薬取締法第13条、毒物及び劇物取締法第17条第2項）</p> <div data-bbox="203 577 1151 804" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p data-bbox="203 577 1151 791">○ 農林水産省及び厚生労働省は、都道府県に対し、次の助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="255 619 1151 692">・ 立入検査の結果については、農薬取締法担当部局と毒物及び劇物取締法担当部局で連絡を密にし、相互の情報の活用を図ること <li data-bbox="255 692 1151 791">・ 農薬取締法に基づく立入検査の結果、法に違反する行為等があった場合には、毒劇物取締法担当部局、食品衛生法担当部局その他の関係部局に情報提供を行うこと </div> <p data-bbox="203 826 1151 932">○ 農薬取締法に基づく立入検査で毒劇物取締法違反とみられる事例を把握していながら、担当部局に情報提供を行っていないものあり（9道府県中2県で10件（平成16年4月～17年9月））</p>	<p data-bbox="1182 209 2092 456">→ 厚生労働省医薬食品局長・農林水産省消費・安全局長連名通知により、都道府県等に対し、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局で連絡を密にし、いずれか一方の法律に基づく立入検査において違反の事実や疑義のあることが確認された場合、他方の法律を所管する部局に情報提供をするなど立入検査結果の情報の共有化を図るよう助言したところ。 (厚生労働省、農林水産省)</p>